

第4回生活衛生関係営業活性化のための税制問題WG

平成24年5月24日

参考資料2

平成24年4月19日

第3回生活衛生関係営業活性化のための税制問題WG資料

# 生活衛生関係営業者に対する 主な税制措置

アクション	税目	課税対象	根拠法令	個人	中小法人	税制上の優遇措置
事業を開始して以降	事業所税(目的税)	床面積、給与総額	地方税法 条例	○	○	減免(非課税:一般公衆浴場(サウナ等は除く))、資産割の1/2を軽減・ホテル・旅館等の施設の客室・食堂・広間等 免税点制度(資産割は事業所床面積1,000㎡以下、従業者割は従業者数100人以下の事業所は免除)
	所得税	所得	所得税法	○	—	小規模共済等掛金控除(掛金金額(最高年84万円)の所得控除)
	住民税		地方税法			
売上を計上した	消費税		消費税法	○	○	事業者免税点制度(課税売上高1,000万円以下の事業所は消費税の納税義務を免除)
	地方消費税					簡易課税制度(課税売上高5,000万円以下の事業者は選択によって仕入れに係る税額を簡単に計算できる制度)
家族従業員(専従者)に給与を払った	所得税	所得	所得税法	○	—	青色申告者は届出額までは全額必要経費算入 白色申告者は家族従業員1人につき50万円(配偶者は86万円)まで必要経費算入
	個人住民税		地方税法			
従業員を雇用した	所得税	所得	所得税法	○	○	雇用促進税制(雇用保険一般被保険者の増加人数1人あたり20万円の税額控除)
	法人税		法人税法			
交際費を支出した	所得税	交際費	所得税法	○	△	専ら業務の遂行上直接必要と認められるものは全額必要経費算入(所得税)
	法人税		租税特別措置法			交際費は全額損金不算入。ただし、中小法人は600万円までの金額の90%相当額を損金算入可能。 また、一人当たり5,000円以下の飲食費は交際費に含まれず、損金算入可能。(法人税)
設備等を取得した	所得税・法人税	機械装置・器具備品等	租税特別措置法	○	○	中小企業投資促進税制及びグリーン投資減税(取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却)
			租税特別措置法	○	○	少額減価償却資産の即時償却(30万円未満の償却資産を合計300万円まで全額必要経費算入)
			所得・法人令	○	○	10万円未満の償却資産は一括償却可能。20万円未満の償却資産は3年間で均等償却が可能
	法人税	共同利用施設	租税特別措置法	—	△	共同利用施設の特別償却(生活衛生同業組合等が設置した取得価額の6%の特別償却)
	所得税・法人税	公害防止施設	租税特別措置法	○	○	公害防止用設備の特別償却(300万円以上のエコ・ドライクリーニング機の取得価額の8%の特別償却)
	固定資産税(償却資産)	公害防止施設	地方税	○	○	公害防止用設備の課税標準の特例(エコ・ドライクリーニング機の取得価額の1/2を課税標準)
固定資産税	土地、家屋	自治省課長通知	○	○	公衆浴場等の用に供する固定資産に係る措置(固定資産税の税額の2/3相当額を軽減)	
土地を譲渡した	所得税	土地等	租税特別措置法	○	○	中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、土地等の譲渡所得から1,500万円を特別控除(地域商店街活性化法関係)
	法人税					
利益を計上した	個人事業税	所得	地方税法	○	—	個人事業税の事業主控除(個人事業税の課税標準から290万円を控除) ※個人事業税については、青色申告特別控除65万円控除前の事業所得金額から事業主控除290万円を控除した金額に事業税率を乗じる
欠損金が生じた	法人税	所得	法人税法	○	○	欠損金の繰越控除制度(青色申告者は欠損事業年度の翌事業年度以後9年間控除可)
	所得税		所得税法			欠損金の繰越控除制度(青色申告者は、欠損年分の翌年以後3年間控除可)
	所得税・法人税		租税特別措置法			欠損金の繰戻還付制度(当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税・所得税の還付可)
帳簿・決算書を作成した	所得税	所得	租税特別措置法	○	—	青色申告特別控除(正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいて申告する者に65万円の所得控除)
相続をした	相続税	相続・遺贈・死因贈与による財産	租税特別措置法	○	—	小規模宅地等の特例(個人事業や住宅用の特定の小規模宅地を相続により承継した場合に、特定事業用宅地等の面積400㎡(住宅は240㎡)までの部分について、課税対象となる評価額が80%減額される)

※税目のうち黒字箇所は国税、青字箇所は地方税、黄色箇所は生活衛生関係営業税制